

五監公告第4号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年3月17日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
佐 藤 渉

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

商工観光課

3. 監査の期間

令和2年11月30日～令和2年12月23日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 管理備品の通話録音装置22台については、特殊詐欺等の被害の防止効果を調査目的として貸与する備品であったが、今年度から五泉市通話録音機器等設置費用補助金事業が実施され、そのほとんどが利用されない状況となっているため、有効な活用方法を検討されたい。	補助事業が活用されるよう、貸与制度について広報、ホームページ、お茶の間サロン等で周知し、さらには高齢者を対象とした行事等でチラシを配布するなど、有効活用が図られるよう取り組んでまいります。